

南部衛生センター粗大ごみ処理施設
基幹改良工事

入札説明書

令和8年3月

双葉地方広域市町村圏組合

目 次

第1章 工事の概要

1	事業者	1
2	工事の名称	1
3	工事の目的	1
4	工事場所	1
5	工事の期間	1
6	工事対象施設	1
7	工事対象施設の概要	1
8	工事の範囲	1~2

第2章 入札公告から契約までのスケジュール

1	スケジュール	3
2	問い合わせ先・提出先	3

第3章 入札参加者に関する要件

1	入札参加の構成	4
2	入札参加資格要件	4
3	入札に関する留意事項	4
4	入札に関する手続き	6

第4章 その他

1	地元経済への貢献	10
2	工事の継続が困難となった場合の措置	10
3	入札関係書類の優先順位	10

第1章 工事の概要

1 事業者

双葉地方広域市町村圏組合

2 工事の名称

南部衛生センター粗大ごみ処理施設 基幹改良工事

3 工事の目的

令和5年度の粗大ごみ処理施設精密機能検査、令和6年度の施設基幹改良基本計画策定業務、令和7年度の基本設計・発注支援業務に基づき、粗大ごみ処理施設の延命化を図ることを目的として、基幹改良工事を行うもの。

4 工事場所

福島県双葉郡檜葉町上繁岡山神 160-2

5 工事の期間

組合議会の議決のあった日から令和10年3月24日まで

6 工事対象施設

南部衛生センター 粗大ごみ処理施設

7 工事対象施設の概要

(粗大ごみ処理施設)

項目	概要
処理能力	24 t /5h
処理対象物	・不燃ごみ ・粗大ごみ ・ビン類 ・カン類

※詳細は別途配付する仕様書を参照すること。

8 工事の範囲

整備工事の範囲は次のとおりとする。

項目	概要
粗大ごみ処理施設の基幹改良工事	施設の実施設計
	建築確認申請等各種許認可申請の手続き
	地方債申請手続きに関する資料の作成
	設置届等に関する資料の作成
	着工準備
	施工
	施設の試運転及び運転指導
	施設の性能確認及び引渡し
	施設引渡し後の契約不適合対応
	組合が行う近隣対応への協力
上記項目に付随する業務	

※詳細は別途配付する発注仕様書を参照すること。

第2章 入札公告から契約までのスケジュール

1 スケジュール

整備工事に係る入札公告から契約までのスケジュールは次のとおりである。ただし、下記スケジュールについては、応募者の書類提出状況やその他都合により、変更が生じる場合がある。

内 容	月 日
入札公告	令和8年3月16日(月)
入札資料の配布	令和8年3月16日(月) 令和8年3月31日(火)まで
参加資格及び仕様書に関する質問の受付	令和8年3月25日(水)15時まで
参加資格及び仕様書に関する質問の回答	令和8年3月27日(金)
入札参加申請書類の提出	令和8年3月31日(火)14時まで
配置予定技術者の報告の期限	令和8年3月31日(火)14時まで
入札参加申請書類の結果の通知	令和8年4月1日(水)
入札	令和8年4月17日(金)13時30分
工事契約締結(仮契約)	令和8年4月17日(金)
工事契約締結(本契約)	令和8年5月29日(金)(予定)

2 問い合わせ先・提出先

本工事の入札手続きに関する問い合わせ先及び提出先は、次のとおりである。

双葉地方広域市町村圏組合 総務課 財政係

住 所：〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜553-1

T E L：0240-22-3333

F A X：0240-22-4076

E-mail：zaisei@futaba-koiki.jp

第3章 入札参加者に関する要件

1 入札参加の構成

入札参加者は単独企業とする。

2 入札参加資格要件

- ① 令和6・7年度双葉地方広域市町村圏組合工事等請負有資格業者名簿において、工事種別「機械設備工事」、「清掃施設工事」及び「電気設備工事」において登録された者であること。
- ② 福島県及び組合構成町村において指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 直近営業年度の国税を滞納していない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑤ 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ⑥ 建設業法に規定する機械設備工事、清掃施設工事及び電気設備工事に係る経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの。）の総合評定値がそれぞれ1,000点以上であること。
- ⑦ 東北6県管内に本店又は支店・営業所を有すること。
- ⑧ 平成17年度以降、公共事業として衛生施設の基幹的設備改良工事の元請として、完成実績を有すること。

3 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、4.（9）に定める期限を過ぎた時点で、入札説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

入札参加者から入札説明書に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本工事の実施に必要な場合において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札説明書に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。ただし、組合の同意を得た場合はこの限りではない。

(6) 組合が提供する資料の取り扱い

組合が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

(7) 入札無効に関する事項

① 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・提出書類に不備がある場合
- ・期限までに提出されない場合
- ・参加資格を欠くこととなった場合
- ・著しく信義に反する行為をした場合
- ・入札金額が予定価格を超えた場合
- ・上記のほか、組合が特に指定した事項に違反した場合

② 工事契約締結までに入札参加者（落札者）が、規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。

(8) 入札延期等

組合が必要と認めた時は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。そのことにより入札参加者に損害が生じた場合でも組合はその責を負わない。

(9) 最低制限価格設定

設定しない。

(10) 現地説明会

開催しない。

(11) その他

入札説明書に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

4 入札に関する手続き

(1) 入札資料の配布

- ① 配布日時 令和8年3月16日（月）から3月31日（火）9時から15時まで
（12時から13時の時間帯を除く。）
- ② 配布場所 双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター
- ③ 配布資料 施設設備図面

(2) 質問の受付

参加資格及び仕様書に関する質問を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

参加資格及び仕様書に関する質問 令和8年3月25日（水）15時まで

② 提出先

参加資格に関する質問

双葉地方広域市町村圏組合 総務課 財政係

電話 0240-22-3333

FAX 0240-22-4076

e-mail zaisei@futaba-koiki.jp

仕様書に関する質問

双葉地方広域市町村圏組合 南部衛生センター

電話 0240-25-4609

FAX 0240-22-4778

e-mail nanbu@futaba-koiki.jp

③ 質問方法

質問書【指定様式5】に質疑内容を簡潔にまとめて記載し、FAXまたは電子メールにて提出すること。電話、口頭での質問は一切受け付けない。提出に当たって使用するソフトは「Microsoft Word」（Windows版）とする。

電子メール送付に当たっては、参加資格に関しては、表題を「質問提出 総務課財政係宛」とすること。仕様書に関しては、表題を「質問提出 環境福祉課担当宛」とすること。

なお、FAXの場合は、送信後に必ず確認のために電話連絡をすること。

(3) 質問の回答

回答については、次のとおり行う。

なお、電話、FAX、口頭での回答など個別には対応しない。

不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

双葉地方広域市町村圏組合ホームページに掲載する。

参加資格及び仕様書に関する質問の回答 令和8年3月27日（金）

(4) 入札参加申請書類の提出

入札参加者は、入札参加申請書類の提出を次のとおり行う。なお、提出された書類は変更することができないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。

① 提出期限 令和8年3月31日（火）14時まで

② 提出方法 双葉地方広域市町村圏組合 総務課 財政係への持参若しくは郵送（期限内必着）とし、その他の方法は認めない。なお、提出できる時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から14時まで（12時から13時までの時間帯を除く。）とする。

③ 提出書類 提出書類は次のとおりとし、それぞれ1部を提出する。

○【様式1】入札参加資格確認申請書

○入札参加資格確認書類

- ・会社概要、業務経歴書
- ・法人登記簿謄本（直近3ヶ月以内のものとする。）
- ・経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの。）
- ・納税証明書の写し（法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し）（直近3ヶ月以内のものとする。）
- ・清掃施設工事に係る特定建設業許可通知書の写し又は特定建設業許可証明書
- ・【様式2】設計・建設実績及び当該実績を有していることを証する書類（契約書の写し等。）
- ・【様式3】資本関係又は人的関係に関する申告書
- ・【様式4】配置予定技術者報告書

(5) 配置予定技術者の報告

入札参加者は、【指定様式4】に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、令和8年3月31日（火）14時までに双葉地方広域市町村圏組合 総務課 財政係に持参若しくは郵送（期限内必着）にて提出する。

なお、配置予定技術者に必要な資格は以下のとおりとする。

○清掃施設工事業について、建設業法第7条2号イ又はロに該当する者

○入札参加者と入札日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(6) 入札参加申請書類の結果の通知

組合は、提出された入札参加申請書類の確認を行う。参加資格確認の結果については、入札参加者に対し、書面にて通知する。ただし、参加資格確認から契約締結までの期間に、

入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

- ① 通知日（発送日） 令和8年4月1日（水）

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求めることができる。説明を求める場合は、その旨を記載した書面を以下に提出すること。説明を求めた者に対する回答は書面により行う。

- ① 提出期限 令和8年4月8日（水）15時まで
② 提出方法 双葉地方広域市町村圏組合 総務課 財政係への持参若しくは郵送（期限内必着）とし、その他の方法は認めない。なお、提出できる時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時から15時まで（12時から13時までの時間帯を除く。）とする。
③ 提出書類 1部（自由様式）
④ 回答日（発送日） 受領後7日以内

(8) 入札

入札参加者は、次により本工事に関する入札書を提出すること。

- ① 入札日時 令和8年4月17日（金）午後1時30分
② 入札場所 福島県双葉郡富岡町小浜553-1
双葉地方広域市町村圏組合 双葉地方会館 会議室
③ 持参品
○入 札 書【指定様式8】
○積算内訳書【指定様式9】
○委 任 状【指定様式10】： 代理人による入札の場合
○配布資料： 入札日に返却すること。
④ 入札金額記載要領

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑤ 入札実施方法及び落札者の決定

- 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。

- 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- 落札は、請負適正価格の予定価格を設定し、その範囲内で最も低い額を採用し決定する。
- 入札は原則3回までとする。
- 同額入札の場合は、抽選をしてこれを決定する。
- 落札者がいない場合は、入札額の最も低い入札者と調整し決定するものとする。

(9) 入札の辞退

入札を辞退する場合は、【 指定様式 1 1 】に必要事項を記入の上、令和 8 年 4 月 8 日(水) 15 時までに双葉地方広域市町村圏組合 総務課 財政係に持参すること。

(10) 契約締結

組合は、落札者と仮契約を締結するものとする。

仮契約締結後、組合議会において可決された場合は、議会の議決と同時に双葉地方広域市町村圏組合工事請負契約約款により本契約としての効力を生じるものとする。なお、可決されなかった場合は、契約締結しなかったものとし、落札者に生じるいかなる損害についても、組合は賠償の責任を一切負わないものとする。

(11) 契約保証金

請負額代金額の 10 分の 1 以上。

ただし、金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証補償証券による補償を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

第4章 その他

本工事の実施に係る条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて入札書類を作成すること。

1 地元経済への貢献

落札者は、極力、組合管内の企業及び資機材等を優先的に活用することで、地元経済の活性化に寄与し、地域経済に貢献すること。

2 工事の継続が困難となった場合の措置

(1) 落札者の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

- ① 落札者が行う工事が、落札者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、落札者に対して90日以内に改善策の提出、実施を求めることができる。落札者が当該期間内に改善することができなかつたときは、組合は工事契約を解除することができる。
- ② 落札者が倒産し、又は落札者の財務状況が著しく悪化し、その結果、工事契約に基づく工事の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は工事契約を解除することができる。
- ③ ①②の規定により組合が工事契約を解除した場合、落札者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により工事の継続が困難となった場合

- ① 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により工事の継続が困難となった場合、落札者は工事契約を解除することができる。
- ② ①の規定により落札者が応じ契約を解除した場合、組合は落札者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により工事の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合及び落札者の責めに帰すことのできない事由により、工事の継続が困難となった場合、組合及び落札者双方は、工事継続の可否について協議する。

3 入札関係書類の優先順位

公告された入札関係書類等間で相違があった場合、特別な記載がある場合を除き、優先順位は次のとおりとする。

- ① 質問回答
- ② 入札説明書